

投入許可

投入を許可できる施設は「資源化センター」と「バイオマス利活用センター」があります。投入する廃棄物の種類等に応じて、投入許可を取得してください。

1) 申請に必要な書類・申請場所

	資源化センター、バイオマス利活用センター（以下共通）申請書類等と申請場所
申請書類	【共通】 搬入する前に、廃棄物投入許可申請書を提出してください。 (様式は廃棄物対策課ホームページから取得できます)
申請場所	【共通】 廃棄物対策課（豊橋市役所西館5階） 【資源化センター】 資源化センター（2階事務所）…許可証は後日交付となります。

2) 投入の条件

	投入の条件
許可対象	【共通】 1 市内の事業所から発生する廃棄物であって、《表-1》・《表-2》に掲げるとおりです。ただし、産業廃棄物を選別等の中間処理をしたものについては、当該産業廃棄物を中間処理する前の発生場所が市内の事業所であるものに限ります。 2 廃棄物の投入にあたっては、事前に発生を抑制し、再生利用、資源化に努めてください。
廃棄物の量	【資源化センター】 1 事業所あたり1日5tかつ月100t以内とします。(制限する場合があります。) 【バイオマス利活用センター】 1 事業所あたり1日2tかつ月50t以内とします。(制限する場合があります。)

《表1》許可する廃棄物の種類等（資源化センター）

種類		条件及び性状等
紙くず	一般廃棄物	1 <u>リサイクル可能なダンボール等を除く。</u> 2 飛散防止の措置が講じられていること。 3 筒状、板状にあつては、最大長おおむね60cm以下であること。
	産業廃棄物	4 筒状で中空のものは、最大径おおむね20cm以下であること。 5 結束されていないこと。
木くず	一般廃棄物	1 飛散防止の措置が講じられていること。 2 最大径おおむね30cm以下であること。
	産業廃棄物	3 最大長おおむね120cm以下であること。 4 結束されていないこと。
繊維くず	一般廃棄物	1 <u>天然繊維であること。</u> 2 帯状、ひも状のもの及び畳、最大長おおむね50cm以下であること。 (畳は8等分に切断)。
	産業廃棄物	3 飛散防止の措置が講じられていること。 4 結束されていないこと。
動植物性残さ	産業廃棄物	1 含水率85%以下であること。 2 著しい飛散性、臭気がないこと。
その他の一般廃棄物		1 含水率85%以下であること。 2 著しい臭気がないこと。

《表2》許可する廃棄物の種類等（バイオマス利活用センター）

種類		性状等
動植物性残さ	一般廃棄物	1 市内で発生した生ごみに限る。 2 著しい飛散性、臭気がないこと。 3 水分やガスが著しく漏れる状態でないこと。 4 多量の油分・溶剤の混入がないこと。 5 設備に対し、物理的又は生物処理上影響を及ぼすおそれのある不適物の混入がないこと。

バイオマス利活用センターで確認された混入不適物



おがくず

容器類

草花



3) 投入先（投入に当たっては、施設管理者の指示に従ってください。）

処理施設	資源化センター	
所在地	豊橋市豊栄町字西530	
投入時間と休日	1 時間 (1) 午前9時から正午まで (2) 午後1時から午後4時まで 2 休日 (1) 土曜日、日曜日及び祝休日 (2) 年末年始等の施設休業日 (3) その他管理者が必要と認める日	
処理施設	バイオマス利活用センター	
所在地	豊橋市神野新田町字中島75の2	
投入時間と休日	1 時間 (1) 午前9時から正午まで (2) 午後1時から午後4時まで 2 休日 (1) 土曜日、日曜日及び祝休日 (2) 年末年始等の施設休業日 (3) その他管理者が必要と認める日	



資源化センター



バイオマス利活用センター